

鳥取県告示第342号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字田後309 湯口 幸雄 岩美郡岩美町大字田後278-3 舟木 義昭	田後加入区	田後漁業協同組合	岩美郡岩美町大字田後68 田後漁業協同組合	平成21年5月 12日から同月 26日まで
境港市中野町563 景山 一夫 境港市竹内町17-2 大谷 登志二	境港加入区	鳥取県漁業協同組合 山陰旋網漁業協同組合	境港市中野町3305 鳥取県漁業協同組合境港支所	
東伯郡琴浦町大字赤碕1535 市場 武 東伯郡琴浦町大字赤碕1976-8 井勝 真二	赤碕加入区	赤碕町漁業協同組合	東伯郡琴浦町大字赤碕1735 赤碕町漁業協同組合	